

3月1日(土)～7日(金)は子ども予防接種週間

子ども予防接種週間の実施医療機関及び日程などの詳細は、右記QRコードよりご確認ください。お電話で事前にご予約ください。

なお、ワクチンの種類によっては入荷状況により接種できない場合があります。4月からの入園・入学に備えて、接種漏れのないようお気をつけください。休日にも実施している医療機関がありますので、接種期限の

迫っている方はこの機会にぜひ接種をご検討ください。

また、麻しん風しん第2期の接種対象者(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)は、令和7年3月31日まで公費(無料)で接種できますが、それ以降は全額自費での接種となりますのでご注意ください。☎子育て支援課母子保健係 ☎042-497-2077



詳しくはこちら

ご注意ください！带状疱疹ワクチンの定期接種が始まり、任意接種への助成が段階的に終了します

65歳以上の方(現在64歳で令和7年度に65歳になる方を含む)

4月から带状疱疹の定期接種が始まり、現在行っている任意接種への助成は令和7年3月末日で終了します。

【令和7年度の定期接種対象者】

令和7年度中に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える方と、100歳以上の方。対象者には3月末に接種券を発送します(過去に市の助成を利用し带状疱疹ワクチンの接種を受けた方を除く)。

【令和7年度の定期接種の対象でない方】

令和8年度以降、順番に対象者となりますが、接種をお急ぎの方は任意接種の助成を行っている令和7年3月末日までに接種を受けてください。2回セットの接種を受ける方は、特例として令和7年3月末日までに、1回目の接種を完了した場合に限り、2回目も4月以降となった場合も償還払いの方法で助成します。

50歳～64歳の方

令和7年度に限り、任意接種費用への一部助成を償還払いの方法で継続します。

☎健康推進課健康推進係 ☎042-497-2075



詳しくはこちら

子宮頸がん(HPV)ワクチンの公費接種期間が再度延長されます！

子宮頸がん(HPV)ワクチンの公費接種期間が令和8年3月31日まで延長されます。接種の前に必ず右記QRコードをご確認ください。

◆接種にかかる詳細

☑以下の条件にすべてに当てはまる方。

- ①清瀬市に住民登録がある
- ②平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性
- ③令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間にHPVワクチンを1回以上接種済み

※未接種の方も、令和7年3月31日までに接種を開始すれば、令和8年3月31日まで残りの回

数分を無料(公費)で接種できます。

【接種期限】

令和8年3月31日まで

【接種回数】

1回または2回

☑市の予診票、母子健康手帳

※予診票は発送済みです。令和4年度以前に発送済みの予診票もご利用いただけます。

※紛失・転入などにより予診票がお手元ない方は、母子健康手帳をお持ちのうえ、窓口へお越しください。再発行します。

☎子育て支援課母子保健係

☎042-497-2077



詳しくはこちら

清瀬市物価高騰対策支援給付金について

物価高騰による負担増を踏まえ、対象世帯に給付金を支給します。

【対象者】令和6年12月13日(基準日)時点で清瀬市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯(住民税均等割課税者の被扶養者のみで構成される世帯を除く)

【支給額】1世帯あたり3万円(平成18年4月2日以降に生まれた子を扶養している世帯は、子ども1人当たり2万円を別途支給)

【給付日程】

世帯区分	予定	手続
過去に物価高騰対策の給付金を市から受け取り、世帯主等に変更が無い世帯	3月上旬に振込予定通知書を発送。3月末より順次振込	辞退等の申出がなければ手続き不要
上記以外の世帯	3月下旬に確認書を発送	確認書を返送またはオンライン申請

※令和6年1月2日以降に他自治体から転入してきた方がいる世帯には、確認書等が届かないことがあります。4月中旬になっても届かない場合は下記までお問い合わせください。

☎清瀬市給付金コールセンター ☎0120-003-691(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

消費生活相談の現場から

賃貸住宅退去時のトラブル回避は入居時の確認がカギ！



【事例】1年間住んだ賃貸住宅を退去するにあたり、管理会社に立ち会いを求めたが「確認には長時間かかるため、借主同席での確認作業は行っていない」と断られた。退去後、入居時点で既に損傷があった網戸とクロス。張替え費用を請求され困惑した。管理会社に対し、網戸とクロス。の損傷は入居当初からあったものだと言ったが、証拠がないと言われ、認められなかった。退去時の立会いもなく、こちらの責任ではないことを証明することができない。請求通りに支払わないといけなのかな。

【アドバイス】賃貸住宅の「原状回復」とは借主の故意や過失によって生じた傷や損傷などを元に戻すことを言います。よって、入居時に既に存在していた損傷はもとより、経年劣化や普通に使っていたにもかかわらず生じた傷などの修繕費用を負担する必要はありません。またこの事例では、借主は自分が損傷などを生じさせていないことを証明する必要は無く、修繕

費用を請求する貸主側が「借主が入居中に生じさせた損傷であること」を示す必要があると考えられます。賃貸借契約は長期間にわたることも多く、当事者の記憶があいまいになってしまうこともトラブルの一因です。原状回復に関するトラブルを防ぐためには、住み始める時から退去時のことを考えて備えることが大切です。入居時・退去時はできる限り貸主と一緒に、チェックリストなどを用いながら、物件の状態を確認しましょう。特に入居時には、入居前からあった傷や汚れ等の写真を撮り、双方で確認した内容をメモに残しておくことで退去時のトラブル防止につながります。賃貸住宅のトラブルでお困りの際は消費生活センターにご相談ください。

☎消費生活センター

☎042-495-6212(相談専用)

※つながらない場合は

☎042-495-6211へ



2025年は清瀬市市制施行55周年

第3回 清瀬市役所について

今回は清瀬市役所の歴史について紹介します。現在の市役所庁舎は、清瀬市にとって三代目の庁舎となります。初代の庁舎は清瀬村時代である昭和3年に建設された村役場を引き継ぎ、面積は440平方メートル・カワラバきの木造2階建てでした。清瀬駅から徒歩20分、清瀬町のほぼ中央に位置し、公共交通機関の利便上、昭和45年の市制施行後も移転しませんでした。

その後、都心部のベッタウンとして市が発展していきにつれ、人口が増加していきました。窓口混雑の解消に加え建物の老朽化のため、昭和46年～48年にかけて初代市役所庁舎の北側に二代目市役所庁舎を建設しました。庁舎の面積は約5000平方メートル・鉄筋コンクリート造りの地下1階、地上4階建てで、業務は昭和48年5月から開始しました。

その後、自然災害・バリアフリー対応のため、令和元年～3年にかけて三代目市役所庁舎を



清瀬市市制施行55周年について詳しくはこちら



昭和39年 町役場庁舎



昭和48年 二代目庁舎

建設しました。場所は二代目市役所庁舎の南東で、約1万平方メートル・地下1階、地上4階の建物です。令和3年5月に業務を開始した三代目市役所庁舎は、国指定重要有形民俗文化財「清瀬のうちおり」をイメージした外装が特徴です。清瀬らしさを象徴する市役所としてこれからも清瀬市とともに歴史を歩んでいきます。